

令和9年執行志免町統一地方選挙に係る電子投票実施支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

志免町では、令和9年執行予定の志免町統一地方選挙において、電子投票の導入を予定している。電子投票の導入にあたり、最適な提案を広く募集し、電子投票の安全性及び信頼性を確保しながら、適正かつ円滑な事業遂行を図ることを目的としている。

2. 概要

(1) 業務名

令和9年執行志免町統一地方選挙に係る電子投票実施支援業務委託

(2) 内容及び仕様

別紙「令和9年執行志免町統一地方選挙に係る電子投票実施支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年5月31日まで

(4) 委託料上限額

9,680,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 担当

志免町選挙管理委員会事務局（住民課内）

住所：福岡県糟屋郡志免町志免中央1丁目1番1号

電話番号：092-935-1001

FAX番号：092-935-2447

メールアドレス：senkan@town.shime.fukuoka.jp

※すべての書類を上提出すること

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす事業者とする。なお、協力会社との参加を認めるが、この場合、当該協力会社についても次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民

事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りではない。

(3) 本町において入札参加資格を有する者であること。ただし、当該資格を有していない者であっても、参加手続時に、本町が求める資格審査表（様式 3）を提出し受理された場合は、参加資格を有するものとする。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に該当しない者であること。

(5) プロポーザルにかかる公告の日から契約締結日までの間において、本町から指名停止措置を受け、又は指名を保留されている期間が存在していないこと。

5. 日程

	項 目	期 間 等
(1)	公募開始	令和 8 年 9 月 25 日（金）
(2)	参加表明書・質疑書受付	令和 8 年 9 月 25 日（金） ～ 令和 8 年 10 月 15 日（木）
(3)	参加資格確認結果通知・ 質疑書回答	令和 8 年 10 月 21 日（水）
(4)	企画提案書及び参加辞退届受付	令和 8 年 10 月 22 日（木） ～ 令和 8 年 10 月 28 日（水）
(5)	予備審査	令和 8 年 10 月 30 日（金） ～ 令和 8 年 11 月 2 日（月）
(6)	予備審査結果通知	令和 8 年 11 月 4 日（水）
(7)	本審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 11 月 19 日（木）
(8)	本審査結果通知	令和 8 年 11 月 27 日（金）
(9)	契約締結	令和 8 年 12 月上旬

6. 参加表明書の提出

(1) 提出書類

①参加表明書（様式 1）

②業務実績書（様式 2）

令和 2 年 4 月 1 日以降に締結した同種又は類似業務の契約実績を最大 4 件以内で記すること。なお、本業務に関連する技術を用いたものや、応用することのできる業務実績を記入しても差し支えないものとする。

③「電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱」に係る検査確認結果報告

書（写し）

④資格審査表（様式３） ※入札参加資格が無い者のみ

(2) 提出期間

前記５の(2)による

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

前記３による

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、前記５の(3)に参加表明書記載の電子メールアドレス宛に「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」を送付する。

7. 質疑及び回答

(1) 提出書類

・ 質疑書（様式４）

※質疑がない場合についても、「なし」で提出すること。

(2) 提出期間

前記５の(2)による

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

前記３による

(5) 質疑書の回答

質疑に対する回答は、前記５の(3)に回答するものとし、前記６の(5)「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」により参加資格要件を満たす者全員に対して、参加表明書記載の電子メールアドレス宛に回答する。なお、参加が認められない者への回答は行わない。

(6) その他

- ①審査に関わる職員の役職及び氏名等に関する質疑については一切応じない。
- ②他の提案者に関する質疑については一切応じない。
- ③(2)の提出期間以後の質疑については一切応じない。

8. 辞退届の提出

参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

辞退届（様式5）

(2) 提出期限

前記5の(4)による

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

前記3による

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書提出書（様式6）

②企業概要書（様式7）

・提案者（協力会社を含む）の企業内容について記載すること。

③業務体制及び業務責任者の経歴書（様式8）

・業務責任者、担当者等の構成及び役割、業務責任者の経歴、経験年数、類似業務の経歴について記載すること。

④見積書（様式9）

⑤内訳書（任意様式）（消費税及び地方消費税を除いた金額を記入すること。）

⑥企画提案書（任意様式、A4判）

(2) 提出期間

前記5の(4)による

(3) 提出方法、提出部数

①紙媒体

提出書類①～⑥の順序でまとめ、10部印刷し、インデックスを付けて提出。

持参または郵送（簡易書留郵便に限る）すること。

②電子媒体

提出書類①～⑥をPDFファイルで電子メールにより提出すること。

(4) 提出先

前記3による

10. 本審査(プレゼンテーションの実施)

(1) 日時及び場所

前記5の(7)によるが、詳細な場所及び時間は後日通知する。なお、順序は企画提案書（正本）提出順とする。

(2) 所要時間

準備	10分
企画提案プレゼンテーション	30分
企画提案ヒアリング	15分
後片付け	5分

(3) 内容

企画提案書について説明

(4) 参加人数

5名までとする。（業務責任者は必ず出席すること）

(5) 使用機器

プロジェクター及びスクリーンは本町が用意するが、パソコンその他プレゼンテーションに必要な機器については提案者が持参すること。

11. 審査方法等

(1) 審査委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、本町の職員で構成する本プロポーザルの審査委員会を設置する。

(2) 審査及び配点

本プロポーザルの審査は、予備審査、本審査により審査委員会の各委員が評価を行うも

のとする。なお、配点については別紙１及び２のとおりとする。

(3) 予備審査

予備審査として、企画提案書の評価を行い、評価点の高い上位４提案者以内を予備審査合格者とする。

予備審査の結果については、前期５の(6)のとおり参加者すべてに対して参加表明書記載の電子メールアドレス宛に通知するものとする。また、予備審査合格者に対して本審査の企画提案プレゼンテーションの開始時間も併せて通知する。

(4) 本審査

本審査として、企画提案プレゼンテーションの評価を行い、予備審査と本審査の合計で最高点を得た者を委託候補者として決定するものとする。なお、最高得点者が２提案者以上になった場合は、本審査の評価点が高い者とし、本審査の評価点が高点の場合は、見積金額が低い者とする。

(5) 参加者が１提案者の場合について

予備審査及び本審査において、審査委員会がプロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その１提案者を委託候補者として決定する。

12. 契約手続

仕様書及び委託候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、志免町財務規則に基づき契約を締結する。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

13. 失格となる提案者

提案者が、次に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員長が失格であると認めた場合

14. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。

- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本町は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他本町が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で利用できる。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報は、本業務の委託候補者の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、志免町情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。
- (7) 審査に対する異議申し立てはできないものとする。

15. 問い合わせ先

前記 3 参照

別紙 I

〔予備審査：100 点満点〕

区分	審査項目	評価内容	配点
業務実績	業務実績書 (様式 2)	本業務と同種又は類似業務実績を有しているか。 ※関連技術を用いたものや、応用可能な実績も含む	5
本業務の 実現可能性	公正・公平な選挙執行を担保する 確実な業務・連携体制	・契約期間のスケジュールが詳細かつ現実的に組み込まれているか。(周知・啓発活動含む) ・町選管事務局と密にコミュニケーション(調整・協議)を図り、進捗管理や課題解決を円滑に行える組織体制が構築されているか。 ・機器の不具合、システム障害、エラー等の発生リスクを最小限に抑えるための具体的な対策が講じられているか。 ・障害発生時の「初期対応」から「復旧」までの手順や対応フローが明確に整備されているか。 ・契約締結以降、告示日より前までの準備期間、告示日並びに期日前投票期間中及び投票日当日の投票所及び開票所において、機器のトラブルが発生した際、初期対応及び専門技術者によるバックアップ体制が具体的に構築され、人的支援が十分であり、かつ迅速に解決できるような措置が講じられているか。	30
投票所関連	選挙人への配慮	・投票所への入室から退室するまでの流れについて適切な導線及び運営となっており、当該機器の操作に不安を感じやすい立場の選挙人にとってもわかりやすく、混乱しないものとなっているか。 ・選挙人が間違いなく投票できる仕組みとなっているか。 ・電磁的記録式投票機の操作性、画面表示が分かりやすく、使いやすいものとなっているか。 ・選挙人が投票を開始し、投票を終えるまでに機器を操作する回数をできる限り少なくする仕様となっているか。	20
	事務従事者の負担軽減	・町選管事務局が行う投票に使用する機器の候補者設定等の初期設定に必要な事務量が最小限にとどめられているか。 ・事務従事者の配置が可能な限り最小限に抑えることができる仕様になっているか。 ・投票所における機器の設置の手順が、事務従事者にとって分かりやすいものとなっているか。また、投票所を閉鎖後、電磁的記録媒体(正本及び副本)を封印の上、開票所へ運搬する	20

		ために必要な作業工程が、事務従事者が迷わず安全にかつ迅速に取り出し、封印容器への格納ができる構造（構造上の扱いやすさ）になっているか。 ・二重投票その他不正な投票を防止するための措置を講じるために必要な事務量が最小限にとどめられているか。また、選挙人が「投票完了操作」をせずに退室してしまうことを防ぐ、物理的またはシステムの確実な措置が講じられているか。 ・選挙人が投票を開始した後に投票を棄権する旨の意思を示した場合等、イレギュラーな事象が発生したときの機器の操作方法について、投票事務従事者が把握できるための措置が講じられているか。	
開票所関連	開票・集計の迅速性及び正確性	・開票時間の短縮化を実現できるシステムになっているか。提案するシステムを使った場合、平成 31 年執行の町長町議選挙における開票時間と比べてどの程度短縮できるか。 【参考】平成 31 年町長町議選挙 ①開票時間：2 時間（午後 9 時～午後 11 時） ②投票総数：町長選及び町議選各投票総数 15,047 票 ③条件：仕様書内別記 2 参照 ④開票・集計システム 2 台を並行して使用し、開票・集計した場合で試算すること。 ⑤開票・集計システムで開票開始から集計が完了するまでの時間を算出すること。（不在者投票分等紙投票との合算、開票立会人等への説明に要する時間は除く。） ・開票所において、開票事務従事者が容易に設置できるような仕様になっているか。 ・電磁的記録式媒体（正本及び副本）の施錠された容器からの取り出し並びに封印の確認及び開封が容易なものになっているか。	25

※予備審査の評点のうち、業務実績書（様式 2）は事務局において評価を行うこととし、その結果を各採点者の評点とする。

別紙 2

〔本審査：100 点満点〕

区分	評価対象	評価内容	配点
プレゼンテーション全般	信頼性	プレゼンテーションが解り易く、説得力があるか。	15
	的確性	本業務の内容を十分理解し、的確な手法が提案されているか。	25
	実現性	知識・経験に裏付けられた、実現可能な提案であるか。	15
	取組姿勢	本業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	15
	明快性	ヒアリングへの応答は明快かつ迅速であるか。	20
見積金額	見積書（様式 9）	企画提案見積金額は企画提案内容を勘案して妥当であるか。	10

※本審査の評点のうち、見積書（様式 9）によるものは、事務局において評価を行うこととし、その結果を各採点者の評点とする。